

タイ
商標法

B.E.2543(2000年)法律(第2号)により改正された B.E.2534(1991年)10月28日法律
2000年6月30日施行

目次

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条

第1章 商標

第1部 商標登録の出願

- 第6条
- 第7条
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条
- 第12条
- 第13条
- 第14条
- 第15条
- 第16条
- 第17条
- 第18条
- 第19条
- 第20条
- 第21条
- 第22条
- 第23条
- 第24条
- 第25条
- 第26条
- 第27条
- 第28条
- 第28条の2

第2部 商標登録及び登録の効力

第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条

第 3 部 商標登録の変更

第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条

第 4 部 商標登録の更新及び取消

第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 5 部 商標ライセンス

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 11 章 サービスマーク及び証明標章

第 80 条

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 111 章 団体標章

第 94 条

第 IV 章 商標委員会

第 95 条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 99 条

第 99 条の 2

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 V 章 雑則

第 103 条

第 104 条

第 105 条

第 106 条

第 106 条の 2

第 106 条の 3

第 106 条の 4

第 VI 章 罰則

第 107 条

第 108 条

第 109 条

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 112 条の 2

第 112 条の 3

第 113 条

第 114 条

第 115 条

第 116 条

料金表

第1条

本法は、「商標法，B.E.2534」と称する。

第2条

本法は，官報公告の日から90日後に発効する。

第3条

次の法律を廃止する。

(1) 商標法，B.E.2474

(2) 商標法(第3号)，B.E.2504

本法に矛盾する他の法律及び規則は，本法で規定する法律及び規則に置き換えるものとする。

第4条

本法において，

「標章」とは，肖像，図案，図形，ブランド，名称，語，文字，数字，署名，色彩，形若しくは物の配置の組合せ又はこれらの結合を意味する。

「商標」とは，その商標の所有者の商品が他人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する，又は使用を意図する標章を意味する。

「サービスマーク」とは，そのサービスマークの所有者のサービスが他人のサービスマークを有するサービスと異なることを示す目的でサービスに関連して使用する，又は使用を意図する標章を意味する。

「証明標章」とは，商品の出所，成分，製造方法，品質又は他の特徴，又はサービスの性質，品質，種類又は他の特徴を証明する目的で，他人の商品又はサービスに関して使用されることにその所有者が同意した標章を意味する。

「団体標章」とは，同じグループの会社又は企業，又は協会，社団，共同組合，連盟又は同盟，個人の集まり，又は他の民間又は政府団体が使用する，又は使用を意図する商標又はサービスマークを意味する。

「使用権者」とは，登録商標又はサービスマークの所有者によってその登録商標又はサービスマークの使用を本法に基づいてライセンスされた者を意味する。

「担当官」とは，本法に基づいて行為するために大臣が任命した者である。

「登録官」とは，本法に基づいて行為する登録官として大臣が任命した者である。

「長官」とは，知的所有権局の長官である。

「委員会」とは，商標委員会を意味する。

「大臣」とは，本法を所管しその執行を統括する大臣を意味する。

第5条

通商大臣は，本法を所管しその執行を統括するとともに，登録官及び担当官を任命し，本法の附則で規定する手数料を超えない範囲内で手数料を定めかつその他の事項を規定する省令(Ministerial Regulations)を発行し，さらに本法を執行すべく告示を発する権限を有する。

Ⅰ章 商標

第1部 商標登録の出願

第6条

登録できる商標とは次に該当するものをいう。

- (1) 「識別性」のある商標
- (2) 本法に基づき禁止されていない商標
- (3) 他人が登録した商標と同一又は類似でない商標

第7条

「識別性」のある商標とは、公衆又は商品の消費者にその商標を有する商品を他人の商品と異なると認識させることができる商標である。

識別性のある商標とは、少なくとも次の1に該当するものをいう。

- (1) 通常の表記に依らない個人の姓名，特別な態様で表示された法人名又は商号
- (2) 商品の性質又は品質について直接言及せず，かつ地理的名称でない，大臣の告示により定められる語
- (3) 特定の態様で表示された色彩の組合せ，創作された文字，数字又は造語
- (4) 登録出願人の署名，出願人の業務における前任者の署名，又は他人で同意を得た者の署名
- (5) 出願人の肖像，又は他人で同意を得た者の肖像，故人である場合は，その者の直系尊属，直系卑属及び配偶者より同意を得たもの
- (6) 創作された図形

(1)又は(2)に該当しない名称及び語が大臣の告示による規則に従って広範に販売又は広告した商品に関して商標として使用され，その規則を遵守している証拠がある場合は，その商標は識別性があるとみなす。

第8条

次の1に該当する商標は，登録を認めないものとする。

- (1) 国の紋章又は盾形紋章，王室の印章，公印，チャクリ王朝の紋章，王室の勲章からなる紋章及び記章，官庁印，省，事務局，局又は州の印章
- (2) タイの国旗，王旗又は公式な旗
- (3) 王室の名称，王室のモノグラム(組合せ図案文字)，又は王室の名称若しくは王室のモノグラムの省略形
- (4) 王，王妃及び王位継承者の肖像
- (5) 王，王妃若しくは王位継承者又は王族を表す名称，語，言葉又は紋章
- (6) 他の国の紋章及び国旗，国際組織の紋章及び旗，他の国の首長の紋章，他の国又は国際組織の公式の紋章及び品質管理証，他の国又は国際組織の名称及びモノグラム。ただし，かかる他の国又は国際組織の担当官の許可がある場合はこの限りでない。
- (7) 赤十字の公式記章及び紋章，又は「Red Cross」若しくは「Geneva Cross」の名称
- (8) タイ政府，タイの政府機関，公共企業体若しくはタイのその他の政府組織，又は外国政

府若しくは国際機関が主催した博覧会又はコンテストで授与されたメダル，免状又は証明書の外観と同一又は類似の標章又はその他の標章。ただし，このメダル，免状，証明書又は標章がその描写を付した商品に関して出願人に実際に授与され，係る商標の一部として使用される場合を除く。

(9) 公序良俗に反する標章

(10) 登録商標であるか否かを問わず，大臣の告示で定める著名商標と同一の標章，又は商品の所有者若しくは出所に関して公衆を混同させる虞のある商標に類似する標章

(11) (1)，(2)，(3)，(5)，(6)又は(7)に類似する商標

(12) 地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示

(13) 大臣の告示で定めるその他の商標

第9条

商標登録出願は，同じ分類又は異なる分類の何れかにおいて特定の商品に関してできるが，保護を求める各々の商品を明確に特定しなければならない。

出願は，各商品分類ごとに行われなければならない。

商品分類は大臣の告示によりこれを定めるものとする。

第10条

商標を登録するときは，出願人又はその代理人は，登録官がタイにおいて連絡のとれる事務所又は住所を有していなければならない。

第11条

商標登録出願は，省令で定めた規則及び手続によって処理する。

タイが商標保護に関する国際条約又は国際協定に調印した場合，かかる国際条約又は国際協定に則った商標登録出願は本法に基づく商標登録出願とみなされる。

第12条

商標登録出願を検討する際，登録官は，次の権限を有する。

(1) 出願人に口頭陳述又は書面による説明を文書で要求することができる。又は審査及び検討のため出願人に登録出願に係る書類の提出を要求することができる。

(2) 期間を定めて出願人に外国語の書類又は証拠についてタイ語翻訳文の提出を要求することができる。

(3) 何人かに事実，説明，助言又は意見を陳述するよう求めることができる。

出願人が(1)又は(2)による登録官の指示に理由なく従わない場合は，その出願は放棄されたものとみなす。

第13条

第27条に従うことを条件として，登録官は，登録出願のなされた商標が次に該当すると判断する場合，その商標の登録を認めない。

(1) 他人によって既に登録された他の商標と同一である場合，又は

(2) 既に登録された他人の商標と商品の所有者若しくは出所に関して混同若しくは欺瞞を生

じさせるほど類似しており，その登録出願が同じ分類の商品若しくは同じ性質の異なる分類の商品に関するものである場合

第 14 条

同一所有者の登録又は出願商標が同一の分類又は異なる分類であるが同じ性質の商品を対象とするものであり，他人が使用したとき，その所有者又は商品の出所に関して公衆が誤認又は混同するほど互いに類似している場合，登録官は，その商標を連合商標として登録することを命じ，その旨を出願人に遅滞なく書面で通知するものとする。

第 15 条

登録官が次の 1 と認めるとき，登録官は，通知の受領日から 90 日以内に補正するよう出願人に書面で遅滞なく通知しなければならない。

- (1) 出願商標の要部でない部分が第 6 条に基づき登録できない場合，又は
- (2) 登録出願が第 9 条若しくは第 10 条に反し，又は第 11 条に基づく省令で定めた規則及び手続に従っていない場合

第 16 条

登録官が商標全体又はその要部が第 6 条に基づく登録性がないと判断する場合，登録官は，登録を拒絶する理由を書面で出願人に遅滞なく通知しなければならない。

第 17 条

第 6 条に基づいて商標全体としては登録性があるが，商品の種類又は分類に関して通商上慣用で，従って排他権がないか又は識別性がない要素を 1 つ以上含むと登録官が認めたとき，登録官は，次を命じることができる。

- (1) 出願人に，通知の受領日から 90 日以内に，当該商標のそのような部分を使用する排他権を放棄すること
- (2) 出願人に，通知の受領日から 90 日以内に，その登録に基づく所有者の権利を決定するのに必要とみなす他の権利放棄をすること

第 1 段落の規定の実行に関し，登録官は，特定の種類又は分類の商品に関して通商上慣用である事項を通達によって宣言する権限を有するものとする。

登録官は，第 1 段落に基づく命令をその理由と共に書面で出願人に遅滞なく通知しなければならない。

第 18 条

出願人は，第 14 条，第 15 条，第 16 条及び第 17 条に基づく登録官の命令に対して，その受領日から 90 日以内に商標委員会に審判を請求することができる。商標委員会の決定を最終とする。

商標委員会が第 14 条に基づく登録官の命令が適当であると決定した場合，登録官は，その出願の処理を開始するものとする。

商標委員会が第 15 条又は第 17 条に基づく登録官の命令が適当であると決定した場合，出願人は，委員会の決定の受領日から 90 日以内に登録官の命令に従わなければならない。

商標委員会が第 14 条，第 15 条，第 16 条及び第 17 条に基づく登録官の決定が不適當であると決定した場合，登録官は，その出願の処理を開始するものとする。

第 19 条

出願人が第 18 条第 1 段落に基づいて審判を請求せず，第 15 条又は第 17 条に基づく登録官の命令に従わない場合，又は第 18 条第 1 段落に基づいて審判を請求したが第 18 条第 3 段落に従わない場合，その出願は放棄されたものとみなす。

第 20 条

第 21 条，第 22 条，第 23 条，第 24 条，第 25 条，第 26 条，第 35 条及び第 41 条に従うことを条件として，登録官の見解では，商品の所有者又は出所に関して公衆が誤認又は混同するほど類似するか又は同一である商標を複数の出願人が登録出願し，それらの出願が同一分類の商品又は異なる分類の商品で登録官が同じ性質のものと判断する商品を包含する場合は，先の出願人に所有者としての登録が付与されるものとする。

第 21 条

第 20 条に基づく同一又は類似するすべての商標が第 6 条に基づく登録性があり，それらの出願が本法の規定に従っていると登録官が判断する場合，登録官は，出願人に第 24 条に従うよう書面で遅滞なく通知しなければならない。

自己の商標が第 20 条に基づく同一又は類似する商標であることに同意しない出願人は，登録官の通知受領日から 90 日以内に商標委員会に第 1 段落に基づく登録官の通知に対して審判を請求することができる。この場合，第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。

第 22 条

第 20 条に基づく同一又は類似する商標の一部が第 15 条(1)若しくは(2)又は第 17 条の適用を受けると，それ以外の商標には第 6 条に基づく登録性があり，その出願が本法の規定に適合すると登録官が判断する場合，登録官は，第 15 条(1)若しくは(2)又は第 17 条に該当する商標の出願人に場合に依り第 15 条又は第 17 条に従うよう命じるとともに，登録可能な商標の登録及び適式になされた登録出願の処理を保留するものとする。登録官は，出願人に遅滞なく書面で通知しなければならない。この場合，第 21 条第 2 段落の規定を準用する。

登録官が第 15 条(1)若しくは(2)又は第 17 条が適用されると判断した商標の出願人が第 15 条に基づく登録官の命令に従うか，又は，第 18 条第 1 段落に基づいて審判を請求し，商標委員会が登録官の命令は不適當であると決定する場合，登録官は，その出願人及び第 1 段落に基づいて保留されていた出願の出願人に第 24 条に従うよう遅滞なく書面で通知しなければならない。

登録官が第 15 条(1)若しくは(2)又は第 17 条に該当すると判断した商標の出願人がすべて第 19 条に従って出願を放棄した場合，

(1) 第 1 段落に基づいて保留された出願が複数ある場合，登録官は，その出願人に第 24 条に従うよう遅滞なく書面で通知しなければならない。

(2) 第 1 段落に基づいて保留された出願が 1 つのみの場合，登録官は，第 29 条に従ってその商標出願の公告を命じなければならない。

第 23 条

第 20 条に基づく同一又は類似するすべての商標が第 15 条(1)若しくは(2)又は第 17 条に該当すると登録官が判断する場合、登録官は、その出願人に第 15 条又は第 17 条に従うよう書面で遅滞なく通知する。この場合、第 21 条第 2 段落の規定を準用する。

複数の商標出願人が第 15 条若しくは第 17 条に基づく登録官の命令に従っているか、又は第 18 条第 1 段落に基づいて商標委員会に審判を請求し、商標委員会が登録官の命令を斥ける決定を下した場合、登録官は、それらの出願人に第 24 条に従うよう遅滞なく書面で通知する。ただし、1 出願人のみが第 15 条若しくは第 17 条に基づく登録官の命令に従うか、又は第 18 条第 1 段落に基づいて審判を請求し商標委員会が登録官の命令を斥けた場合は、登録官は、第 29 条に基づいて当該商標出願の公告を命じなければならない。

第 24 条

第 21 条第 1 段落、第 22 条第 2 段落若しくは第 3 段落(1)、又は第 23 条に基づく登録官の通知の受領日から 90 日以内に、その通知を受けた出願人は、誰が唯一の商標所有者となるかを協議の上決定し、出願人のうちの 1 人が指定された期間内に登録官に同意に至ったか否かを通知しなければならない。

第 25 条

登録官は、第 24 条によって指定された期間内に何れの出願人が登録の合意を得たかについて通知を受けた場合、第 29 条に基づいてその出願人による出願を公告するよう命じなければならない。

登録官は、第 24 条によって指定された期間内に、出願人が同意に至らなかった旨の通知を受け、又は当該期間内に通知を受けなかった場合は、第 29 条に基づいて、その場合に応じて最初の出願人又は出願を放棄しなかった中で最初の出願人の出願を公告するよう命じなければならない。

第 26 条

登録官が第 24 条に従うよう出願人に既に書面で通知しているときに、別の出願人が同一分類の商品又は登録官が同じ性質のものであると判断する異なる分類の商品の所有者又は出所に関して公衆を誤認又は混同させるほど類似するか又は同一であると登録官がみなす商標の登録出願をした場合、登録官は、その商標出願を受理せず、遅滞なくその旨を当該出願人に書面で通知しなければならない。この場合、第 21 条第 2 段落の規定を準用する。

第 27 条

第 13 条に基づいて複数の所有者によって登録された商標と同一又は類似する商標の登録出願がある場合、又は異なる分類の商品であるが登録官が同じ性質のものであると判断する商品に関して第 20 条に基づく同一又は類似する商標の登録出願がある場合で、登録官が当該商標が善意に併存して各所有者によって使用されているとみなすとき又は登録官が登録を認めるのが適当であるとみなす特別の事情があるときは、登録官は、使用者の場所に関する条件及び制限、又は適当とみなす他の条件及び制限に従うことを条件として、複数の所有者に同一又は類似の商標の登録を認めることができる。登録官は、かかる出願人及び登録商標所有

者にその決定及び理由を遅滞なく書面で通知しなければならない。

当該出願人又は登録商標所有者は、登録官の通知の受領日から 90 日以内に第 1 段落に基づく登録官の決定に対して商標委員会に審判を請求することができる。

第 2 段落の商標委員会の決定を最終とする。

第 28 条

外国で商標出願をなし、かかる最初の外国出願から 6 月以内にタイで登録出願を行った者は、次の何れかに該当することを条件としてその最初の外国の出願日をタイにおける出願日と主張することができる。

- (1) タイ国民であるか又はタイに本拠を置く法人であること
- (2) タイが加盟している商標保護に関する条約又は国際協定の当事国の国民であること
- (3) タイ国民又はタイに本拠を置く法人に同じ権利を与えている国の国民であること
- (4) タイ国内又はタイが加盟している商標保護に関する条約又は国際協定の当事国内に居住しているか又は現実に有効な工業施設若しくは商業施設を有していること

最初の外国出願が拒絶されたか又は出願人によって取り下げられ若しくは放棄された場合、その出願人は、第 1 段落に基づく権利を主張できない。

最初の外国出願日から 6 月以内に、前の出願が拒絶されたか又は出願人によって取り下げられ若しくは放棄された商標と同じ商標について外国で商標出願を行う場合、出願人は、次のすべてに該当する場合に限り、第 1 段落に基づく権利を主張することができる。

- (1) 第 3 段落に基づく商標出願について第 1 段落に基づく優先権を主張していないこと、及び
- (2) 出願がなされた国の商標法の下で第 3 段落に基づく出願が認められないこと、及び
- (3) 出願の拒絶、取下又は放棄が一般に開示されていないこと

第 28 条の 2

ある商標を伴う商品がタイ又はタイが加盟している商標保護に関する条約又は国際協定の加盟国でタイ又はかかる加盟国の政府機関、公共企業体又はその他の政府組織の企画により開催された博覧会で展示された場合、その商標の所有者は、第 28 条第 1 段落に基づく権利を主張することができる。ただし、商標所有者は、その商品にかかる博覧会に持ち込んだ日か又は最初の外国出願日のうち何れか早い方の日から 6 月以内に、かかる博覧会に展示した商品について商標登録出願を行わなければならない。この場合、かかる出願は第 28 条で述べる期間を延長するものではない。

国際博覧会とみなされる商品博覧会の企画及び第 1 段落に基づく出願は、省令が定める規則、条件及び手続に従うものとする。

第 2 部 商標登録及び登録の効力

第 29 条

商標登録出願を受理すべきものと認められたときは、登録官は、その出願の公告を命じる。出願公告は省令で定めた手続で行う。

第 30 条

第 29 条第 1 段落に基づいて商標の公告が命じられ、その後、その商標が第 6 条に基づく登録性がないか又はその出願が本法の規定に準じていないため公告命令を取り消す必要があることが登録官に明らかになったときは、当該商標がまだ登録されていなければ、登録官は、公告命令の取消を決定し、出願人にかかる取消の理由を付してその取消を書面で遅滞なく通知しなければならない。

出願が第 29 条に基づいて公告された後に登録官が命令の取消を決定した場合、当該取消は省令が定める手続で公告する。

第 31 条

出願人は、第 30 条第 1 段落の登録官の取消命令に対して、登録官の通知の受領日から 90 日以内に商標委員会に審判を請求することができる。

出願人が第 1 段落に基づく審判請求をしなかった場合、又は出願人が第 1 段落に基づき登録官の命令について審判を請求した結果、委員会が登録官の命令を妥当と決定した場合、登録官は、その出願の処理を開始しなければならない。

委員会が登録官の取消命令を斥けた場合、登録官は、

(1) 第 30 条第 1 段落に基づく取消命令を第 29 条に基づく出願公告前に決定した場合は、その商標出願を公告する。

(2) 第 30 条第 2 段落に基づいて登録官の命令の取消が公告された場合は、その商標出願を再公告する。第 2 段落及び第 3 段落に基づく商標委員会の決定を最終とする。

第 32 条

第 35 条に基づく異議申立の後で第 30 条に基づく取消決定をする場合、登録官は、異議申立人に遅滞なく書面で通知しなければならない。

第 33 条

第 32 条の場合において、未だ異議申立の決定が下されていない場合、第 31 条第 1 段落に基づく審判請求期間が満了するまで、又は第 31 条第 2 段落若しくは第 3 段落に基づく委員会の決定があるまで、登録官は、異議申立の決定を一時保留しなければならない。

委員会の決定が第 30 条に基づく登録官の取消命令を支持する場合、登録官は、かかる異議申立の棄却を決定し、異議申立人に遅滞なく書面で通知しなければならない。この決定を最終とする。

委員会が第 30 条に基づく登録官の取消命令を斥ける決定をした場合、登録官は、異議申立に対する審査を進めなければならない。

第 34 条

第 32 条の場合において、登録官が異議申立について決定を下し、第 37 条に基づく異議申立における登録官の決定に対して審判請求があったとき、登録官は、その旨を委員会に通知する。この場合、第 33 条を準用する。

第 35 条

第 29 条に基づいて商標出願が公告された後、その商標について出願人より優先する権利を有していると考える者、公告商標が第 6 条に基づく登録性がないと考える者、又はその出願が本法の規定に違反していると考える者は何人も、第 29 条に基づく公告の日から 90 日以内に異議理由を付して登録官に異議申立を請求することができる。

第 1 段落に基づく異議申立は、省令で定めた規則及び手続に従うものとする。

第 36 条

第 35 条の規定に従って異議申立があったとき、登録官は、出願人に異議申立書の写しを遅滞なく送付する。

出願人は、異議申立書の写しを受領した日から 90 日以内に自己の出願を裏付ける理由を述べた長官の定める様式の答弁書を登録官に提出する。登録官は、異議申立人に答弁書の写しを遅滞なく送付する。

出願人が第 2 段落に基づく規定に従わない場合、出願人は、自己の出願を放棄したものとみなされる。異議申立について審議及び決定を行うにあたり、登録官は、異議申立人及び出願人に追加の陳述書、説明書又は証拠の提出を命じることができる。出願人又は異議申立人がかかる命令を受けた日から 90 日以内に登録官の命令に従わない場合、登録官は、既存の証拠に基づいて審査及び決定を行う。

第 37 条

登録官は、出願人及び異議申立人の双方に理由を付して異議の決定を遅滞なく通知しなければならない。

出願人及び異議申立人は、登録官の決定に対して、その通知の受領日から 90 日以内に商標委員会に審判を請求することができる。委員会は、審判請求に対して遅滞なく決定を下さなければならない。

第 38 条

委員会は、決定を下した場合、理由を付してその決定を出願人及び異議申立人の双方に遅滞なく書面で通知しなければならない。

出願人及び異議申立人は、委員会の決定に対してその通知の受領日より 90 日以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第 2 段落に基づく裁判所に対する訴訟は第 37 条第 2 段落に定められた手続を経た後に提起することができる。

第 39 条

第 37 条第 2 段落に定める期間内に登録官の決定に対する審判請求又は第 38 条第 2 段落に定める期間内に委員会の決定に対する訴訟提起が行われなかったとき、登録官の決定又は委員会の決定を最終とする。

第 40 条

第 35 条に基づく異議申立がなかった場合、又は第 35 条に基づく異議申立がなされ、出願人

の登録資格を認める最終決定若しくは最終判決が下された場合、登録官は、その商標の登録を命じなければならない。

第1段落に基づいて商標登録が命じられた場合、登録官は、その旨出願人に書面で通知するものとし、出願人は、通知の受領日から30日以内に登録手数料を支払わなければならない。出願人が定められた期間内に登録手数料を支払わない場合、その出願は放棄されたものとみなされる。

商標登録は省令が定める手続に従うものとする。

第41条

第35条に基づく異議申立人が異議申立の対象たる商標と同一又は類似する商標の登録出願人であり、異議申立人の権利が異議申立を受けた出願人の権利よりも優先するとの最終決定又は最終判決が下された場合において、異議申立人の商標に第6条に基づく登録性があり、その出願が本法で規定する適切な方法でなされているときは、登録官は、その異議申立人の商標出願を再公告せずに省令が定める手続に従って商標登録を行うものとする。

第42条

登録される商標は登録出願日に登録されたものとみなす。第28条又は第28条の2の場合において、タイにおける出願日はその商標の登録日とみなされる。

第43条

商標の登録時、登録官は、省令が定める方法で出願人に登録証を交付しなければならない。登録証を紛失又は破損した場合は、登録官にその再発行を申請することができる。登録証の再発行は省令が定める手続及び規則に従うものとする。

第44条

第27条及び第68条に従うことを条件として、商標の所有者として登録される者は、登録が付与された商品に関してその商標を使用する排他権を有するものとする。

第45条

商標が着色限定なしに登録されたときはすべての色に関して登録されたものとみなす。

第46条

何人も、登録されていない商標の侵害に対して使用の差止又は損害賠償の訴訟を裁判所に提起することはできない。

本条の規定は、登録されていない商標の所有者が、商標所有者の商品として商品を詐称した者に対して訴訟を提起する権利に影響するものではない。

第47条

本法に基づく登録は、何れかの者による人の姓名若しくは営業地名又は営業上の前任者の営業地名の善意による使用、又は、商品の性質又は品質の善意による記述の使用を妨げるものではない。

第3部 商標登録の変更

第48条

商標出願に係る権利は譲渡又は承継により移転することができる。

第1段落に基づく商標出願に係る権利の譲渡があるときは、譲渡人又は譲受人は、その登録前に登録官に通知しなければならない。

出願人が死亡した場合、承継の手續が遂行できるように当該商標の登録前に出願人の承継人又は出願人の管財人が登録官に通知しなければならない。

第1段落に基づく出願に係る権利の移転又は継承は省令が定める規則及び手續に従うものとする。

第49条

登録商標に対する権利はその登録対象の商品に係る営業を伴っても伴わずとも譲渡又は承継により移転することができるものとする。

第50条

連合商標登録はそのすべてが一括して譲渡又は移転される場合に限り、譲渡又は承継により移転することができる。

第51条

登録商標の譲渡又は承継による移転は登録官に登録のための届出をしなければならない。

第1段落に基づく商標の譲渡又は承継による移転の登録申請は省令に定める規則及び手續に従うものとする。

第52条

登録商標の所有者は、次の事項について登録官に修正を求めることができる。

- (1) 登録商品の一部取消
- (2) 商標所有者及びその代理人の名称、国籍、住所及び職業
- (3) 登録官が連絡できる事務所又は宛先
- (4) 省令が定めたその他の事項

第1段落の登録事項の修正申請は省令が定めた規則及び手續に従うものとする。

第4部 商標登録の更新及び取消

第53条

商標登録は第42条に基づく登録の日から10年間有効であり、また第54条に基づいて更新することができる。

第1段落の商標登録の有効期間は第38条の裁判所における訴訟期間を含まない。

第54条

自己の商標登録期間の更新を希望する商標所有者は、その期間満了前の90日以内にその旨登

録官に申請しなければならない。更新出願が定められた期間内に申請されていれば、その商標登録は登録官が反対の決定を下すまで有効とみなされる。
商標登録の更新は省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 55 条

商標の所有者が第 54 条第 1 段落に定められた期間内に商標更新登録出願をし、登録官がその更新出願が第 54 条第 2 段落に定められた規則及び手続に準じていると判断する場合、登録官は、原登録の満了日又は直前の更新登録日から更に 10 年間商標登録を更新するものとする。商標の所有者が第 54 条第 1 段落に定める期間内に商標更新登録出願をしたが、登録官がその更新出願が第 54 条第 2 段落の省令に定められた規則及び手続に準じていないと判断する場合、登録官は、所有者にその更新出願の補正を通知の日から 30 日以内に行うよう遅滞なく書面で通知しなければならない。所有者が定められた期間内に登録官の指示に従わないときは、登録官は、その商標登録の取消を命じるものとする。
所有者が第 2 段落の期限内に登録官の指示に従えない正当な理由がある場合は、登録官は、かかる状況下で必要と思われる期間の延長を認めることができる。

第 56 条

登録商標は、その所有者が第 54 条第 1 段落に定める期間内に商標登録の更新をしない場合は取り消されたものとみなされる。

第 57 条

商標所有者は、自己の商標登録の取消を登録官に請求することができる。ただし、その商標にライセンス契約の登録がなされている場合は、そのライセンス契約に別段の定めがない限り、その取消は使用権者の同意を得なければならない。
第 1 段落に基づく登録商標の取消請求は省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 58 条

登録官は、登録商標の所有者がその登録時に登録官の定めた条件又は制限に違反したか又はこれに従わなかったと判断する場合、その商標登録の取消を命じることができる。

第 59 条

商標所有者又はその代理人がタイに登記された事務所又は住所を有さなくなったときは、登録官は、その商標登録の取消を命じなければならない。
登録官は、登録商標の所有者又は代理人がタイに事務所又は住所を有さなくなったと判断する合理的な根拠があるとき、当該所有者又は代理人の事務所又は住所に宛てて、通知の受領日から 15 日以内に書面による説明を登録官に提出するよう通知するものとする。
第 2 段落で定める期間内に返答がないときは、登録官は、省令が定めた手続に従って当該商標登録を取り消す旨を公告しなければならない。
第 3 段落による公告日から 15 日以内に返答がない場合は、登録官は、当該商標登録の取消を命じなければならない。

第 60 条

登録官が第 55 条第 2 段落、第 58 条及び第 59 条第 1 段落に基づいてある商標登録を取り消す命令を出したときは、その所有者にその理由を付して書面で遅滞なく通知しなければならない。

商標所有者は、第 1 段落に基づく登録官の命令に対してかかる通知の受領日から 90 日以内に商標委員会に審判請求することができる。定められた期間内に審判請求がなされなかったときは、登録官の決定を最終とする。

第 2 段落に基づく審判請求に係る委員会の決定を最終とする。

第 61 条

利害関係人又は登録官は、登録時に商標が次にあてはまると思われるときは、商標登録の取消を委員会に請求することができる。

(1) 第 7 条に基づく識別性がない場合

(2) 第 8 条に基づく不登録事由に該当する場合

(3) 同じ分類の商品又は同じ性質の異なる分類の商品に関し他人によって登録された他の商標と同一である場合

(4) 同じ分類の商品又は同じ性質の異なる分類の商品に関するものであり、既に登録された他人の商標と商品の所有者又は出所に関して混同又は欺瞞を生じさせるほど類似している場合

第 62 条

何人も、ある商標が公序良俗に反すると判断されるとき、その商標の登録の取消を委員会に請求することができる。

第 63 条

利害関係人又は登録官は、所有者が商標の登録を求めるときに登録される商品に関してその商標を使用する善意の意図がなく、実際に当該商品に関する商標の善意の使用がなかったか、又は当該商標が委員会への請求前 3 年間に善意による使用がなかったことを証明できる場合は、当該商標の登録取消を委員会に請求することができる。ただし、所有者が当該商品に関する商標の不使用が通商上の特別な事情によるものであり、商標を使用しない又は放棄する意図によるものではないことを証明すればこの限りでない。

第 64 条

第 61 条、第 62 条又は第 63 条に基づく申請を受けた後、委員会は、所有者及び使用権者がいれば使用権者に、通知受領から 60 日以内に回答を提出するよう書面で通知しなければならない。

第 65 条

委員会は、第 61 条、第 62 条又は第 63 条に基づいて商標登録を取り消すか否かの決定をしたときは、取消請求人、商標所有者及び使用権者に理由を付して遅滞なく書面で通知しなければならない。

取消請求人，商標所有者又は使用権者は，当該決定の通知の受領日から 90 日以内に第 1 段落に基づく委員会の決定に対して裁判所に提訴することができる。定められた期間内に提訴がなかったときは，委員会の決定を最終とする。

第 66 条

利害関係人又は登録官は，ある商標が特定の商品又は分類に関して通商上慣用となり，業界又は公衆にとって商標としての性格を失ったことを証明できるときは，当該商標登録の取消を裁判所に請求することができる。

第 67 条

第 40 条に基づく登録官の商標登録の決定の日から 5 年以内に，利害関係人は，所有者として登録されている者よりも当該商標に関して優先する権利を有していることを証明できるときは，裁判所に当該商標登録の取消を請求することができる。

請求人が登録された分類の一部の商品に関してのみ優先する権利があることを立証できるときは，裁判所は，商品の登録を請求人が商標所有者に優先する権利を立証できない商品に限定しなければならない。

第 5 部 商標ライセンス

第 68 条

登録商標の所有者は，登録された商品の一部又は全部に関して他人に商標の使用をライセンスすることができる。

第 1 段落に基づく商標ライセンス契約は書面でなし，かつ登録官に登録のための届出をしなければならない。

第 2 段落に基づくライセンス契約の登録申請は，省令に定める規則及び手続に従って行うものとし，かつ，少なくとも次の事項が示されていなければならない。

(1) 登録商標の所有者が使用権者によって製造される商品の品質を実際に管理するために商標所有者と使用権者との間で交わされた契約条件

(2) 商標の使用対象商品

第 69 条

第 68 条に基づくライセンス契約が公衆を誤認又は混同させず，かつ公序良俗に反するものでないと登録官が判断したときは，登録官は，一定の条件及び制限を加えて当該ライセンス契約の登録を認める決定をしなければならない。ただし，登録官が当該契約が公衆を誤認又は混同させ，又は公序良俗に反すると判断したときは，ライセンス登録を拒絶しなければならない。

登録官が第 1 段落に基づく決定をしたときは，登録官は，速やかにその旨を商標所有者及び使用権者としての登録申請人に書面で通知する。登録官が特定の条件又は制限を加えるか又は登録を拒絶する場合，登録官は，理由を付して商標所有者及び使用権者としての登録申請人にその旨通知しなければならない。

商標所有者又は使用権者としての登録申請人は，第 1 段落に基づく登録官の決定に対してそ

の通知の受領日から 90 日以内に商標委員会に審判を請求することができる。審判請求が期限内にないときは、登録官の決定を最終とする。
第 3 段落に基づく委員会の決定を最終とする。

第 70 条

使用権者によるその営業商品上の商標の使用は、商標所有者による商標の使用とみなされるものとする。

第 71 条

商標所有者及びその使用権者は共同して、商標ライセンス契約に含まれる商品又は所有者が課した他の条件及び制限に関して登録官に当該契約の登録の修正を申請することができる。第 69 条の規定を準用する。
第 1 段落に基づくライセンス契約の登録に関する修正の申請は省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 72 条

商標所有者及び使用権者は共同して、商標ライセンス契約の登録の取消を登録官に請求することができるものとする。

商標所有者又は使用権者は、契約の満了を立証して商標ライセンス契約の登録の取消を登録官に請求することができるものとする。

利害関係人又は登録官は、次の事項を示して、商標ライセンス登録の取消を商標委員会に請求することができるものとする。

(1) 使用権者による商標の使用が公衆に誤認又は混同を生じさせ又は公序良俗に反すること、又は

(2) 商標所有者がもはやライセンス商品の品質を実際に管理することができないこと
本条に基づく商標ライセンス契約の登録の取消は、省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 73 条

第 72 条第 2 段落又は第 3 段落に基づく取消請求がなされた後、登録官又は委員会は、商標所有者又は使用権者に通知の受領日から 15 日以上かつ 60 日以内の期間内に答弁するよう書面で通知しなければならない。

第 71 条又は第 72 条に基づく請求を審査するために、登録官又は委員会は、関係人に証拠又は追加情報の提出を要求することができるものとする。

第 74 条

登録官が第 72 条第 2 段落に基づく決定をした場合、商標所有者及び使用権者に速やかに理由を付して書面で通知しなければならない。当該決定は登録官の通知の受領日から発効する。商標所有者及び使用権者は、第 1 段落に基づく登録官の決定に対してその通知の受領日から 90 日以内に商標委員会に審判を請求することができる。登録官の決定は、審判請求が期限内になされなければ、最終となる。

第 2 段落に基づく委員会の決定を最終とする。

第 75 条

委員会は、第 72 条第 3 段落の決定をした場合、その理由を付して速やかに商標所有者、使用権者、審判請求の利害関係人及び登録官に書面で通知しなければならない。当該決定は委員会の通知の受領日から発効する。

利害関係人又は登録官は、第 1 段落の委員会の決定に対して委員会の通知の受領日から 90 日以内に裁判所に提訴する権利を有する。提訴が期限内になされなければ委員会の決定を最終とする。

第 76 条

商標登録が取り消された場合、その商標の使用権もまた無効となる。

第 77 条

商標ライセンス契約に別段の定めがない場合、商標所有者は、その商標を自ら使用する権利を有すると共に当該使用権者以外の者にその商標を同様に使用するライセンスを与えることができる。

第 78 条

商標ライセンス契約に別段の定めがない場合、使用権者は、その商標登録が更新を含めて有効である期間中、登録された全商品に関して国内のあらゆる場所でその商標を使用する権利を有するものとする。

第 79 条

商標ライセンス契約に別段の定めがない場合、使用権者は、第三者にそのライセンスを移転すること又は他人にその商標の使用をサブライセンスすることはできないものとする。

第 11 章 サービスマーク及び証明標章

第 80 条

商標に関する本法の規定は、サービスマークに準用する。本法の条文で言及する「商品」の語は「サービス」に読み替えるものとする。

第 81 条

この章に別段の定めがある場合を除いて、商標に関する本法の規定は、証明標章に準用する。

第 82 条

証明標章の登録出願人は、商標登録出願に関する本法の規定に加えて、次の事項を満たさなければならない。

(1) 登録出願時に証明標章の使用に関する規則の写しの提出、及び

(2) (1)に基づく規則に定められた商品又はサービスの特徴を証明する能力の論証

(1)に基づく規則は、証明する商品又はサービスの出所、成分、製造過程、品質又はその他の特徴を特定し、証明標章の使用許諾に際して課する規則、手続及び条件が含まれていなければならない。

第 83 条

登録官は、証明標章の登録出願人にその証明標章の使用に関する規則に対して登録官が適当とみなす修正を通知の受領日から 60 日以内に行うよう要求することができ、その旨を出願人にその理由とともに書面で速やかに通知するものとする。登録官の通知に対する審判請求に関して、第 18 条及び第 19 条を準用する。

第 84 条

証明標章の登録出願人がその使用に関する規則に言及された商品及びサービスの特徴を証明する十分な能力がない、又は証明標章の登録付与が公衆に有益でないと登録官が判断する場合、登録官は、その標章の登録の拒絶決定をし出願人に速やかに理由を付して書面で通知する。登録官の決定に対する審判請求に関して、第 18 条及び第 19 条を準用する。

第 85 条

証明標章の登録出願を公告する際、登録官は、その証明標章の使用に関する規則の主要事項を示さなければならない。

第 86 条

登録証明標章の所有者は、公共の利益の妨げとならない場合は、その証明標章の使用に関する規則の修正を申請することができるものとする。

第 1 段落に基づく規則の修正申請は、省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 87 条

登録官は、第 86 条に基づく規則の修正申請を認めるべきであると判断する場合は、その登録

及び修正された規則の主要事項の公告を決定しなければならない。

第 1 段落に基づく公告の決定が下された場合，登録官は，証明標章の所有者に遅滞なく書面で通知する。

第 88 条

第 86 条に基づく規則の修正申請を認めるべきでないと判断する場合，登録官は，その登録を拒絶し，証明標章の所有者に理由を付して速やかに書面で通知しなければならない。

第 89 条

証明標章の所有者又は第 87 条若しくは第 88 条に基づく登録官の決定によって損害を受けるか又は受ける虞のある者は，登録官の決定に対して第 87 条に基づく公告の日から又は第 88 条に基づく登録官の通知の受領日から 90 日以内に商標委員会に審判を請求する権利を有する。

第 1 段落に基づく委員会の決定を最終とする。

第 90 条

登録証明標章の所有者は，自己の商品又はサービスに関してその標章を使用してはならず，かつ，第三者にその標章の使用を許可することにより証明者として行為することを許諾してはならない。

第 91 条

第三者に商品又はサービスに関して証明標章の使用を許可するときは，書面であつ当該証明標章の所有者の署名をもって行わなければならない。

第 92 条

次の場合は，登録された証明標章に対する権利を移転することができる。

(1) 譲受人が証明標章の使用に関する規則で述べられた商品又はサービスの特徴を証明する十分な能力を有していることを立証したことにより，登録官が当該移転を承認した場合

(2) 移転が書面で行われる場合，及び

(3) 移転が登録官により登録されている場合

登録官が移転の登録を認めないか又は拒絶を決定したときは，第 84 条を準用する。

第 1 段落に基づく証明標章の権利の移転申請及び移転の登録申請は省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 93 条

証明標章に係る権利はその所有者の死亡又はその法人格の喪失をもって終了するものとする。

第 III 章 団体標章

第 94 条

商標に関する規定は第 I 章第 5 部の規定を除いて団体標章に準用する。

第 IV 章 商標委員会

第 95 条

商標委員会と称する委員会は、議長を知的所有権局長官として、司法審議会の事務局長又はその代理人、司法長官又はその代理人、及び内閣によって任命された 8 人以上 12 人以下の知的所有権又は商標に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者により構成されるものとする。

第 1 段落に基づく有識者のうち少なくとも 3 分の 1 は民間から選出されなければならない。当該委員会は、他に書記官又は書記官補佐を任命することができる。

第 96 条

商標委員会は、次の権限及び義務を有する。

- (1) 本法に基づく登録官の命令又は決定に対する審判請求について審決を行う。
- (2) 本法に基づく商標、サービスマーク、証明標章、団体標章又は商標ライセンス契約の登録取消申請について審議及び命令を行う。
- (3) 本法に基づく省令及び告示の公布に関して大臣に助言及び忠告を行う。
- (4) 大臣が課すその他の事項の審議を行う。

第 97 条

内閣から任命された商標委員会の委員の任期は 4 年間とする。

交代又は増員のために委員を任命する場合、任命を受けた委員の在任期間はその前任者の残りの期間とする。

任期満了した委員を再任することができる。

第 98 条

第 97 条に基づく任期満了時の退任を除き、内閣から任命された商標委員会の委員は、次の場合に退任するものとする。

- (1) 死亡
- (2) 辞職
- (3) 内閣による解雇
- (4) 破産宣告を受けたとき
- (5) 禁治産者又は準禁治産者の宣告を受けたとき
- (6) 過失犯罪又は軽犯罪を除き、最終判決で禁固刑を受けたとき

第 99 条

委員会の会議は全委員数の 2 分の 1 を定足数とする。

議長が欠席又は議場にいない場合、委員会は、委員のうちの 1 名を会議の議長として選任しなければならない。

委員会の採決は過半数の投票によるものとし、各委員は、1 議決権を有する。同数の場合は、議長が追加の決定票を有する。

第 96 条(1)又は(2)に基づく審議中の事項について一定の利害関係を有する委員は、その事項

を議題とする会議に出席することはできない。

第 99 条の 2

第 96 条(1)及び(2)に基づく義務を遂行するにあたり、商標委員会は、本法に基づく登録官の命令又は決定に対する審判請求を審議する特別委員会を1又は2以上設置することができる。審議が完了した時点で、特別委員会は、商標委員会に命令又は審決のための報告書を提出するものとする。

第 99 条の規定を特別委員会の会議について準用する。

第 100 条

委員会は、分科委員会に対して、委員会が課する事項の検討又は実行を命じることができる。

第 99 条を分科委員会の会議に準用する。

第 101 条

本法に基づく登録官の命令及び決定に対する審判請求並びに商標、サービスマーク、証明標章、団体標章及び商標又はサービスマークに係るライセンス契約の登録取消申請は、長官が定める様式で登録官に提出されなければならない。

第 1 段落に基づく審判請求及び商標登録の取消申請を決定する手続は、委員会が定める規則に従うものとする。

第 102 条

本法に基づく任務を遂行するために、委員会は、登録官、審判請求人又はその他の関係人に対し、情報、説明若しくは意見を提供するよう、又は審議のため関係書類若しくはその他の証拠を提出するよう書面で照会するか又は召喚状を送付することができる。

第V章 雑則

第103条

就業時間内、何人も、商標、サービスマーク、証明標章及び団体標章の登録簿及びそのファイルを開覧することができ、かつ、省令の規定する手数料を支払えば、これらの書類の写し又は認証謄本並びに登録官による証明を取得することができるものとする。

第104条

出願人、異議申立人、登録商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章の所有者、使用者又は本法に基づくその他の者に対する召喚状、通知又はその他の連絡は、登録願書に記載された又は登録された事務所又は住所に配達証明付書留郵便で送付されるものとする。

第1段落で述べた方法が不可能である場合は、事務官による手渡し又は再度配達証明付書留郵便によって送達を行う。事務官の手渡しの際、受取人が不在のときは、その通知は当該事務所若しくは住所に居住若しくは勤務する成人の者に手渡すか、又はその事務所若しくは住所の目につく場所に置くことができる。

第2段落の方法で送達された通知は、その7日後に当該関係人に送達されたものとみなす。

第105条

本法に基づく商標、サービスマーク、証明標章及び団体標章に関して裁判所に訴訟を提起し又は法的手続を遂行するにあたり、出願人又は所有者がタイに住所を有さない場合は、願書又は登録簿に記載されたその者又は代理人の事務所又は住所をその者の住所とする。

第106条

登録官が委員会に商標、サービスマーク、証明標章若しくは団体標章の取消、又は商標若しくはサービスマークに関するライセンス契約の取消を請求する場合、登録官は、本法に基づく手数料の支払を免除される。

第106条の2

本法に基づく任務を遂行するにあたり、登録官又は担当官は、次の権限を有するものとする。

(1) 次の場合に、何れかの事業主若しくは者の営業所、製造施設、頒布施設、購置施設及び保管施設、又は本法に対する違反が発生する虞があると登録官若しくは担当官が疑う合理的な根拠がある場所に立ち入り、何れかの者の輸送機関内に進入し、輸送機関の所有者若しくは操縦者に本法の執行として検査を行うためかかる輸送機関を停止若しくは駐車するよう命じ、本法上押収の可能な証拠若しくは財物を搜索若しくは押収し、また逮捕を実行する。

(a) 上記の場所又は輸送機関において重い犯罪が発生した場合

(b) 重い罪を犯した者が追跡中に逃亡した場合、又はかかる者が上記の場所若しくは輸送機関内に隠れていると疑う重大な根拠がある場合

(c) 本法に基づく押収可能な証拠又は財物が上記の場所又は輸送機関内にあると疑う合理的な根拠があり、捜査令状の取得の遅延によりかかる証拠又は財物が移動され、隠蔽され、破棄され又は元の状態から改変される虞があると信ずべき合理的な理由が存する場合

(d) 逮捕されるべき者が上記の場所又は輸送機関の所有者であり、逮捕令状を取得して逮捕

を実行する場合，又は逮捕令状を要せずして逮捕が可能である場合

かかる目的上，登録官又は担当官は，事業主，輸送機関の所有者若しくは操縦者又はその他の関係人に対し，会計帳簿，登録書類又はその他の文書若しくは証拠の提出を照会又は要求する権限を有するものとし，また上記の場所又は輸送機関内の者に対して必要な行為を命じることができる。

(2) 本法の規定に対する違反が発生したと信ずべき明白な証拠が存在する場合において，その違反に関連する商品，車両，文書又はその他の証拠を押収又は没収すること。かかる場合，登録官又は担当官は3日以内にその旨を長官に報告して承認を得るものとし，また内閣の承認を得て長官が定めた規則及び手続に従うものとする。

第 106 条の 3

第 106 条の 2 に基づく任務を遂行するにあたり，登録官及び担当官は関係人に自らの身分証明書を呈示しなければならない。

第 1 段落に基づく身分証明書は，大臣が官報に定める様式のものでなければならない。

第 106 条の 4

本法に基づく任務を遂行するにあたり，登録官及び担当官は刑法に基づく権限ある官吏であるものとする。

第 VI 章 罰則

第 107 条

商標，サービスマーク，証明標章，団体標章又は商標若しくはサービスマークに関するライセンスの登録，登録修正，登録更新又は登録取消に関して提出される申請書，異議申立書又はその他の書類において登録官又は委員会に虚偽の陳述をした者に対しては，6 月以下の禁固若しくは 1 万パーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 108 条

タイで登録されている他人の商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章を偽造した者に対しては，4 年以下の禁固若しくは 40 万パーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 109 条

タイで登録されている他人の商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章を，当該他人の商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章であるかの如く公衆を欺瞞するために模倣した者に対しては，2 年以下の禁固若しくは 20 万パーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 110 条

(1) 第 108 条に基づいて偽造した他人の商標，サービスマーク，証明標章若しくは団体標章を付した製品，又は第 109 条に基づいて模倣した他人の商標，サービスマーク，証明標章若しくは団体標章を付した製品をタイに輸入し，頒布し又は頒布のため所持する者，又は
(2) 第 108 条に基づいて偽造した他人のサービスマーク，証明標章若しくは団体標章を使用して，又は第 109 条に基づいて模倣した他人のサービスマーク，証明標章若しくは団体標章を使用してサービスを提供し又はサービスの提供を申し出る者に対しては，それらの条文で規定した通り罰する。

第 111 条

(1) 登録されていない商標，サービスマーク，証明標章若しくは団体標章をタイで登録されているように表示した者，
(2) (1)に基づく商標若しくは証明標章を付した製品をその表示が虚偽であると知りながら頒布したか若しくは頒布のため所持する者，又は
(3) (1)に基づくサービスマーク，証明標章若しくは団体標章の下でその表示が虚偽であると知りながらサービスを提供したか若しくはその申出をした者に対しては，1 年以下の禁固若しくは 2 万パーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 112 条

第 90 条に違反した者に対しては，2 万パーツ以下の罰金を科する。

第 112 条の 2

登録官又は担当官の第 106 条の 2 に基づく職務遂行を妨害する者に対しては，1 年以下の禁固若しくは 2 万パーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 112 条の 3

登録官又は担当官の第 106 条の 2 に基づく職務遂行のために便宜をはからない者に対しては、1 月以下の禁固若しくは 2 千パーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 113 条

本法に基づいて違反を犯した者がその処罰の言渡しから 5 年以内に再び本法に基づき違反を犯した場合、倍の処罰を受けるものとする。

第 114 条

本法に基づいて処罰を受ける者が法人である場合において、その犯した違反が、その法人の取締役、管理職又は経営責任者としての職務上要求される命令、行為、命令の留保又は不作為により発生した場合は、かかる取締役、管理職又は経営責任者もまた当該違反について定められた処罰に服さなければならない。

第 115 条

本法に違反して頒布のために輸入され又は頒布のために所持される製品は、特定の者が有罪判決を受けるか否かに拘らず没収されるものとする。

第 116 条

第 108 条、第 109 条又は第 110 条に規定した行為をある者が行っているか又は行おうとしている明白な証拠がある場合、その商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章の所有者は、裁判所にその行為の中止又は留保を請求することができる。

料金表

		パーツ
(1)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の登録出願：1商品又はサービスにつき	500
(2)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の印版の幅又は長さが5cmを超えた場合の追加手数料(1cm以内の端数は1cmに含める。)：1cmごとにつき	100
(3)	(1)に基づく登録出願に対する異議申立：1件につき	1,000
(4)	登録出願商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の譲渡申請：1申請につき	1,000
(5)	商標，サービスマークの登録：1商品又はサービスにつき	300
(6)	登録証再発行：1件につき	100
(7)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の譲渡又は承継による移転の登録申請：1申請につき	1,000
(8)	(5)に基づく商標登録事項の補正：1申請につき	200
(9)	(5)に基づく登録更新出願：1商品又はサービスにつき	1,000
(10)	(5)に基づく登録取消を求める商標委員会への請求：1請求につき	500
(11)	商標又はサービスマークのライセンス登録申請：1申請につき	500
(12)	商標又はサービスマークのライセンス契約の登録：1契約につき	1,000
(13)	(12)に基づく登録事項の補正：1申請につき	200
	(12)に基づく登録取消申請：1申請につき	200
(14)	(1)，(7)又は(11)に基づく出願補正：1申請につき	100
(15)	証明標章の規則の補正申請	
	a) 標章の登録前：1申請につき	100
	b) 標章の登録後：1申請につき	200
(16)	審判請求	
	a) 第16条，第17条，第27条に基づく登録官の命令又は第37条に基づく登録官の決定に対するもの：1請求につき	2,000
	b) その他の条文に基づくもの：1請求につき	1,000
(17)	登録簿又はファイルの閲覧請求(1時間以内の端数は1時間に含める。)：1時間につき	100
(18)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の登録簿の抄本申請：1抄本につき	200
(19)	書類の写し申請：1ページにつき	10
(20)	同一事項に係る書類の認証謄本申請	
	10ページ超過：1書類につき	100
	10ページ以下：1ページにつき	10
(21)	登録事項に関する証明申請：1申請につき	50
(22)	その他の申請：1申請につき	100